

## ご遺族の皆様へ

小平市役所 (平成22年4月作成)

慎んでご冥福をお祈り申し上げます。

死亡届のほか、市への届出が必要となる場合があります。下記の事項をご確認のうえ、市役所または東部・西部出張所で手続きされるようお願いいたします。

※東部・西部出張所では取扱うことができない手続きもありますので、事前に担当窓口にお問合せください。(裏面もご覧ください)

手続の内容	お持ちいただくもの	担当窓口	
後期高齢者医療制度関係の手続	資格喪失届 ・亡くなった方の保険証 申立書 ・亡くなった方と相続人代表者との相続関係が分かるもの(詳しくはお問合せください。) 葬祭費の支給申請 ・葬祭を行ったことが分かるもの(会葬礼状・領収書など)、葬祭を行った方の印鑑、振込口座が分かるもの	保険年金課 後期高齢者医療係 市役所1階 ☎042-346-9538	
国民健康保険関係の手続	資格喪失届 ・亡くなった方の保険証 (世帯主が死亡した場合は、加入者全員の保険証) ・高齢受給者証(70歳以上の方) 葬祭費の支給申請 ・葬祭を行ったことがわかるもの(会葬礼状・領収書など) ・亡くなった方の保険証 ・葬祭を行った方の印鑑 ・振込先の口座番号がわかるもの(ゆうちょ銀行の場合は振込用の店名、口座番号がわかるもの)	保険年金課 国民健康保険係 市役所1階 ☎042-346-9529	
国民年金関係の手続	・死亡一時金の請求 (3年以上保険料を納付した方が、年金を受けないで死亡したとき) ・障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金、老齢福祉年金受給者の死亡・未支給年金の請求など ・遺族基礎年金、寡婦年金の請求 など ・特別障害給付金受給者の死亡・未支給年金の請求 など	・印鑑 ・戸籍謄本、住民票 ・年金手帳、年金証書 ・振込先の預金通帳など ※お持ちいただくものは、手続きの種類により異なりますので、担当窓口にお問合せください。	保険年金課 国民年金係 市役所1階 ☎042-346-9531
	・老齢基礎年金、老齢厚生年金、遺族厚生年金、障害厚生年金受給者の死亡・未支給年金請求、及び遺族厚生年金の請求 など	・市役所ではなく、 <b>年金事務所</b> での取り扱いとなります。 武蔵野年金事務所 武蔵野市吉祥寺北町4-12-18 ☎0422-56-1411	
介護保険関係の手続	・保険証の返還 ・送付先住所届(介護保険料などの還付)など ・おむつ代認定者支払手続(おむつ代助成金異動届)(おむつ代助成金未払金請求書)など	・印鑑 ・亡くなった方の保険証 ※それぞれのケースにより、その他必要となる手続きがありますので、担当窓口にお問合せください。 ・印鑑 ・詳しくは担当窓口にお問合せください。	介護福祉課保険係 健康福祉事務センター1階 ☎042-346-9510 介護福祉課地域支援係 健康福祉事務センター1階 ☎042-346-9539

	手続の内容	お持ちいただくもの	担当窓口
印鑑登録の手続	廃止されますので、手続は不要です。	—	市民課 市役所1階 ☎042-346-9805
住民基本台帳カードの手続	住民基本台帳カードの返還 (カードをお持ちの方)	住民基本台帳カード	
外国人登録の手続	外国人登録証明書の返還	外国人登録証明書	
障がい者関係の手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の返還</li> <li>・マル障受給者証、自立支援医療受給者証(更生医療・精神通院)の返還</li> <li>・障害福祉サービス受給者証の返還</li> <li>・各種手当・ガソリン費補助の資格喪失、未払金の請求、タクシー利用券の返還など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑</li> <li>・亡くなった方の手帳、受給者証、タクシー券など</li> </ul> ※それぞれのケースにより、その他必要となる手続きがありますので、担当窓口にお問合せください。	障害者福祉課 健康福祉事務センター1階 ☎042-346-9540
児童の手当関係の手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児(マル乳)・義務教育就学児(マル子)・ひとり親家庭(マル親)の各医療費助成の「医療証」の手続きなど</li> <li>・子ども手当、児童扶養手当、児童育成手当、特別児童扶養手当、小平市中心身障害児福祉手当の手続きなど</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑</li> </ul> ※手続きに必要な書類などは、それぞれのケースにより異なりますので、担当窓口にお問合せください。	児童課 市役所2階 ☎042-346-9544
税関係の手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軽自動車税に関する届(名義変更又は抹消登録)</li> <li>・相続人代表者届出書(市・都民税、固定資産税、軽自動車税)</li> <li>・未登記家屋の名義人変更届(固定資産税)など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑</li> </ul> ※手続きに必要な書類などは、それぞれのケースにより異なりますので、担当窓口にお問合せください。	税務課 市役所2階 ☎042-346-9521
小・中学校関係の手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者変更届(公立の小・中学校に在学されているとき)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし(印鑑は必要ありません)</li> </ul>	教育委員会学務課 市役所5階 ☎042-346-9570
保育園、幼稚園関係の手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭状況申告書(保育園在園中、入園・転園申し込み中の方)</li> <li>・幼稚園補助金関係の申請など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑</li> </ul> ※手続きに必要な書類などは、それぞれのケースにより異なりますので、担当窓口にお問合せください。	保育課 市役所2階 ☎042-346-9601

・東部出張所 花小金井1-8-1 ☎042-467-1211

・西部出張所 小川西町4-10-13 ☎042-343-1211